

監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（公民館現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年2月22日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫

記

1 監査の実施日

平成23年1月28日（金）午後1時30分～
栗野公民館

2 監査の対象

公民館における平成21年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況、

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と公民館での現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

（1）外郭団体等の預かり金等管理状況について

①外部団体の預かり金の出し入れが多く、本来公民館が行う事務以外に時間が取られているため、基本方針として、各団体の自主管理に任せ運営できるように検討されたい。

②預かっている通帳の出し入れに関し、文書化されていないものがある。文書化し確認・検証できるようにすること。

（2）備品台帳の整備について

備品台帳に記載されていないものがある。備品台帳に記載し、備考欄に経過を記入すること。

なお、公民館における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。